

設楽ダムの建設中止を求める会第9回総会報告 (2015.06.21)

1. これまでの取り組み

2014年5月最高裁の上告棄却決定で住民訴訟は終了しました。住民訴訟の終了までの、会の取り組みをどのように行ってきたか、ざっと振り返っておきます。

住民訴訟について

2007年1月28日に、「設楽ダムの建設中止を求める会」は結成されました。会の主な方針としては、愛知県に対する設楽ダム建設費用を国に支出することは違法な公金支出であるとして、住民訴訟を視野に入れた住民監査請求を2月7日に行い、監査委員による却下を経て、4月に住民訴訟を提起し、7年間にわたる住民訴訟を担ってきました。

なお、設楽ダム～豊川の環境問題に取り組む市民・環境団体や住民団体として、設楽ダム問題を考える東三河の会、豊橋市民の会、設楽ダムはいらない！名古屋の会、豊川を勉強する会、豊川の清流を守る住民連絡会議などがそれぞれの取り組みを行っていましたが、訴訟については、愛知県弁護士会の公害環境委員会の協力を得て、1本でやって行くということで進めてきました。

(裁判の判決について)一審の名古屋地裁判決では、「過大な需要想定」との認定はありましたが、“違法”であるとまでの判断は示されず、行政の裁量範囲であるとされました。二審の名古屋高裁では、行政裁量の範囲を外れていることを証拠を明らかにしてたたかいましたが、行政べったりの裁判所は、われわれの主張を捻じ曲げることで、違法性を否定しました。なお、一審では取り上げなかった建設予定地周辺の地質地盤問題について、高裁段階で取り上げ、危険性について主張しました。最高裁は高裁判決をそのまま追認でした。

裁判を通じて得られた成果としては、住民側として、利水、治水、不特定(環境)と幅の広い設楽ダム問題の全体像を把握し、追及できたことは、大きかったと思います。また、控訴審の段階になって、地質問題について国土問題研究会に調査を依頼したことで、国の地質調査報告書の膨大な開示情報が寄せられ、裁判終了後の地質地盤問題への取り組みが可能になっています。

県議会に対する取り組み

会としては、ダム中止の陳情を継続的にして何度かやりました。議員団へのレクチャー活動も行い、地域振興環境委員会での意見陳述も行いました。

民主党政権ができた2009年～の時期には、民主党県議団もある程度積極的に

委員会での発言をするなどの状況はありましたが、結局オール与党体制で、設楽ダム推進という官僚が引いた路線から脱するような議会ではありませんでした。

豊川流域セミナー

愛知県の設楽ダム推進部局である地域振興部が事務局となって、豊川流域セミナー（設楽ダム公開講座）が2年間、10回にわたって開かれました。設楽ダム計画について「県民の理解を深める」というこの企画では、運営会議も公開され、会場からの意見が反映される形で運営され、またダムに批判的な講師も登場して、内容的にも質の高いセミナーになりました。私たちもセミナーの成功に向けてできるだけの協力をしました。ところが、そのまとめを行う前の2013年11月に、大村知事が、国の再検証結果に“意見なし”の回答を行い（事実上のダム事業の再開にゴーサインを出し）、流域セミナーがダム建設の見直しにつながることはありませんでした。

2度の町長選挙

この間、2度の町長選挙が行われました。2009年は、年初に設楽ダム建設の地元同意、国・県・町の調印が行われ事業が動き出しましたが、直後の9月には、民主党政権が誕生して、国土交通大臣がハッ場ダム中止を宣言しました。その直後の町長選挙で、“流れを変えよう”とのスローガンを掲げて、ダム推進の見直しを訴え、設楽ダムをどうするのが直接の争点になりました。中止を求める会として、全面的にI候補をバックアップして取り組みましたが、及びませんでした。

4年後の2013年の町長選挙は、豊川流域セミナーの継続中、また設楽ダム事業についての国の検証結果についての大村知事の回答保留中という状況の中で、行われました。ダムのない持続可能な地域興しの基本方向を提起し、一定の支持を得ることができましたが、及びませんでした。この流れは、設楽の明日を考える会の取り組みや、豊川流域自然学校の運動に引き継がれています。また、設楽町の各地域でさまざまな地域おこしの取り組みも進み始めています。

独自の地質調査

2011年の7月はじめに国土問題研究会の設楽ダム地質調査団による現地調査が行われました。この現地調査と、元研究会会員を通じて国土研に提供された膨大な開示資料(国の地質調査報告書)に基づいて、同年11月には国土研の“調査報告書”を発行することができ、裁判資料として提出しました。

この提供された情報開示資料に加えて、新に請求開示された資料も含めて、

国の地質調査報告書を検討した結果、ダム建設や貯水に関わって重要なポイントが詳細調査されずに放置されていたり、隠されたりしていることが明らかになってきました。(例：田口南西部の小尾根を横切る破砕帯(NS系)については、水漏れの可能性を指摘しながら、詳細調査をせずに放置されています。また、平成4年度報告書に平面図・断面図が描かれているF-5(N30E系)断層は、その後行方不明とされ、隠されたもようです。さらに、水漏れが問題となる基盤岩と新第三紀層との不整合面が実際よりも高い位置に引き上げられています。)

なお、寒狭川、境川、巴川が流れる凹状地は、長さ20kmを越える直線状(走向はおよそN30E)を成しており、中央構造線から派生する横ずれ活断層系の疑いが濃いと思われます。

立木トラスト

水没地区に山林を持っている山主さんがダム反対の意思を貫くのをお手伝いし、応援する立木トラスト運動に取り組んできました。現時点で約3300人がトラスト運動に参加していただいています。設楽の住民である必要はなく、誰でも参加できる取り組みとして重要ですが、立木所有を明示する表示板の維持・修理などの管理業務を継続していくことが課題になります。

その他

設楽の明日を考える会(代表：伊藤幸義氏)が取り組んだ5月9日のシンポジウムには、400人収容の会場がほぼ満席となる参加状況で、設楽町内からもおよそ100名の方が参加しました。設楽ダム関連の集会で最大規模を記録したものと思われます。水没地区住民の補償・移転がほぼ完了した今、設楽町としては、ダム本体建設の返上を言うべき機会を迎えていると思います。

2. 今後の運動方針について

中止を求める会は、発足以来、住民訴訟を成功させるための活動を中心に据えて、主として代表が弁護団会議に参加し、会員が意見陳述と傍聴を行って支える形で取り組んできました。

裁判終了後の現時点でもっとも重要な課題は、“ダム本体建設は返上する”との設楽の住民の意思(世論)形成をすることであり、その意思を実現するため住民大半が参加する住民運動を盛り上げ、国・県・町への働きかけを強力に行っていくことです。

この課題と、運動を進めるのにふさわしい陣容を整え、大きな力を発揮しなければなりません。これまでの会の態勢や動き方のままでは、この運動を担う

ことは手に余ると思います。どういう形で進めていくのがいいか、智恵を絞りましょう。

条件としては、設楽町議会、下流市町の議会や県会にも設楽ダム反対の議員がおり、紹介議員となってくれます。(請願運動を全住民、全県規模で展開できます。)国会議員の関係でも、国交省への要請行動も組みやすくなりました。全住民規模の運動が盛り上がれば、大臣に面会を求めて上京するような運動も可能でしょう。

水没移転補償が完了した段階で、ダム建設中止を求める運動に対する推進側住民からの反発はほとんどなくなっています。今が建設中止を判断するチャンスです。とりわけ、地質地盤問題が本当に危険なのだということが明らかになってきたわけですから、本体建設返上の正当な理由となります。過去のいきさつはさておき、危険なダムは返上すると設楽町住民の意見表明がカギになります。

具体的には、設楽町・議会および愛知県・議会への請願署名運動に取り組むことを提起したいと思います。

設楽町では、名倉の住民の皆さんが取り組んだ、産廃施設問題、風力発電問題などの運動の経験があります。以前に取り組んだダム問題についての住民投票運動は、反対派による妨害もあって成功しませんでした。現在の客観的な状況は変わっています。新城市で住民投票が成功しました。豪華な市役所の建設か、それとも身の丈に合った計画にするのか・・・という選択でした。

3. 今後の中止を求める会の態勢・組織・財政

会の発足以来8年を経過して、取り組みの中心であった裁判が終了したこと、会報の年間の発行回数が減ったこと、毎年度会費を納入していただく会員数が減っていること、役員の高齢化が進んだことなど、会の組織態勢や財政の見直しが必要になっています。以下のような方向で取り組みを進めることを提案します。

今後、年会費を、1000円とする。

会費の改訂のお知らせと納入のお願い、併せて会員継続の確認を行う。

現行の代表1名・副代表2名・事務局長の態勢を見直して、若い世代が参加しやすい形を工夫し、引き継いでいく準備をする。

会のホームページ、メーリングリスト、フェイスブック(FB)のページの運用の改善を図る。TWの活用や、FBのグループ機能を有効に使う。

設楽の地元の若い世代に立木トラストを担っていただくよう呼びかける。

4. 特別報告（地質地盤問題について） 設楽ダムの建設中止を求める会第9回総会
2015.06.21

2014年10月10日付で設楽ダムの建設中止を求める会が国土交通省中部地方整備局長宛てに出した「設楽ダム予定地周辺の地質地盤についての公開質問状（その2）」並びに2015年2月13日付「同 追加の公開質問」に対して、2015年4月20日付で、中部地整（設楽ダム工事事務所）のホームページに回答が掲載された。この回答は、われわれが指摘した具体的な質問事項について全く答えておらず、設楽ダムの計画を推進するために国がまとめてきた報告書の結論をそのまま繰り返したただけのものであって、質問について真剣に検討した気配もない。

以下に述べるように、予定地周辺の地質地盤についての国の調査報告には、見逃すことのできない大きな問題点がある。

（4 - 1）国の地質地盤調査報告書の問題点

国の地質調査では、H元, 4, 5（'89, '92, '93）年度に予定地周辺の地質・断層についての基本的調査が行われた。その後、H8, 9（'96, '97）年度に第4紀断層関係の見直しがなされたが、内容的には以前に実行された航空写真を使った線状模様（リニアメント）の抽出を点検したこと、および3km以内にある7本の線状模様について40地点の露頭の現地踏査を行ったのみである。

ダムサイト周辺は、中央構造線が大きく方向を変える変曲点に近く、また、設楽盆地の北西端付近に当たり、大変複雑な地形・地質となっている。専門家でも断層の変位地形の見落としが出る可能性が多分にある。さらに、事業推進の意向が強く働く委託業務に携わるコンサルタントが行う仕事で、盲点がない完璧な仕事が行なわれるとは、到底考えられない。具体的には、少なくとも以下のような問題点を指摘できる。

（1）発見された断層の詳細調査が行われていない

H8年度報告書の図3-5に描かれているダムサイト直近またはダムサイトに向かう断層4本（～）および、H4年度ダムサイトボーリング調査（その2）報告書に図示されているF-5を加えた5本の断層について、いずれも延長方向の連続性や第4紀断層であるか否かなど詳細調査が行われていない。

その上、断層はH4, 5年度の報告書ではNS系とN30E系の二つの破砕帯を含むと記述されているのに、H8年度報告書ではN30E系の記

述がなく NS 系とされた。また、H4 年度の D-1 ボーリングで確認された断層 F-5 (N30E 系) については、H8 年度報告書で走向・長さとも不明とされ、H20 年度報告書では記述がなくなっている。

(2) H8, 9 年度の線状模様調査は地質断層を除外

H8, 9 年度の線状模様の見直し調査においては、上記の 5 本の断層についての現地踏査などが実施されたとする記載はない。

(3) 第 3 紀の地層分布問題

ダム堰堤予定地上流のダム湖左岸の地域には新第 3 紀の堆積層があり、南東側に緩く傾斜していることが判っている。この堆積層は基盤の領家変成岩の上に不整合に堆積していて、不整合面付近は水を通しやすい砂礫層となっている。この不整合面がダム湖水面より下になれば、ダム湖水が地下へ浸透し、田口及び周辺地区の地下水汚染、地盤の液状化等を引き起こすばかりでなく、分水界を越えて、荒尾方面や安沢方面への水漏れが生じる可能性が指摘されている。実際、添沢～小松方面では不整合面がダム湖の満水面より下に来ることは明らかになっており、また田口地区の南西部に当たる江ヶ沢方面でもその可能性は否定されていない。

昨年、江ヶ沢に近い田口シウキ地区で貝化石が発見されたが、国の地質図 (H5 年度報告書付図 C-5) では、この場所は基盤岩の泥質片麻岩とされている。地質図が正しいとすれば、ここから貝化石が出るはずはない。新第 3 紀層の堆積物中に見られる領家変成岩の巨石 (崩壊堆積物) が、基盤の露頭と間違って認識されている可能性が強い。

基盤岩が満水面の上まで分布していれば、水漏れの可能性がなくなることから、国の調査はダム建設に不都合な事実を認定せず、都合のよいように解釈しているものと思われる。徹底した調査が必要である。

(4 - 2) 松戸地区 (ダムサイト右岸) の地盤問題

すでに、上記の (4 - 1) 部分で述べたが、H4 年度の D-1 ボーリングで見つかった断層 F-5 は、H4 年度の報告書の平面図には、松戸地区のゆるみゾーンを切り、松戸の凹状地形 (棚田) に達していることが示されている。また、ボーリング・データに基づいて、断面図も描かれている。にもかかわらず、その後この断層は不明とされ、その存在は隠されてしまった。

また H5 年度報告書では、松戸の棚田の南側の溝に沿って線状模様 (リニアメント) が「図 4.11 凹状地分布図」に描かれているのに、報告書本文では「弱線は存在しない」とされ、その後のダムサイトの地質調査報告書では全く触れられていない。

松戸地区の二重山稜地形（尾根が凹状地形によって二つに割れている）の成因について、断層や弱線との関係があると考えるのが常道であるにもかかわらず、あらかじめその可能性がないものとして、詳しい地質構造調査をせずに、ダムサイトのボーリング・データを事業推進に都合よく解釈しているものと推定される。

（4 - 3）中央構造線から分岐し北北東（N30E）に向かう活断層系の存在

20万分の1地形図（豊橋）をみると、東三河の山地には、標高789mの本宮山付近から北北東に向かって直線状の凹状地形が発達しており、その凹状地形を、境川、寒狭川、巴川の谷が刻んでいることが分かる。凹状地形の長さは20km以上、幅は3km以上あり、規模の大きい地質構造であることを示している。設楽ダムの堰堤の建設が予定されている地点は、この凹状地形の真ん中に位置していることから、この地質構造について調査・解析をし、十分に理解しておくことは、建設地選定の基本中の基本と考えられる。国の調査は、この規模の大きな構造地形について全く視点を欠いており、建設地選定の前提が欠けていると言わざるを得ない。

われわれは、この凹状地形に着目して、2万5千分の1地形図を読みながら現地踏査を行い、すでに多くの変位地形と何か所もの破碎帯露頭を確認している。この凹状地形は、豊川河口付近で中央構造線から分岐した何本もの断層が北北東に向かって平行して走る断層系によって形成されているものと考えられる。豊川沿いの段丘上に痕跡地形が存在することから、この数十万年のうちに活動した第4紀断層であると判断できる。

国土交通省は、ダム建設地近傍には第4紀断層はないと結論して、建設事業を進めているが、前提が崩れたので基本計画の撤回をし、事業を中止すべきである。

特に気になるのは、国の調査報告書で意図的に隠したり（断層，F-5）詳細調査をしないまま放置している複数の断層（断層，，）や線状模様(25)が、いずれもこの凹状地形の走向と一致するか、一致する成分を含むものであることである

5．補足・・・設楽ダム事業はムダで環境を破壊する上に危険な事業

設楽ダムの治水、利水、不特定（流水の正常な機能の維持）目的から不要な事業であることを確認しておくこと。治水では、河道整備がほぼ完了しダムの効果はわずかなことが一目瞭然に、利水は2002年完成の豊川総合用水事業で水源確保は完了、不特定目的6000万m³はダムの大きさを確保するために牟呂松原地点の制限流量を現行2m³/秒の2.5倍5m³/秒に増やしたため。

